

しながわの区税だより



令和5年10月1日 品川区税務課 発行 TEL03(3777)1111 (代表) 広町2-1-36

区の歳入の4分の1を占める住民税…

どのように使われているかご存じですか？

品川区の歳出を1,000円にたとえると…



広報しながわ 2023年3月11日号より

●民生費 481円

保育園運営、高齢者福祉
障害者福祉など



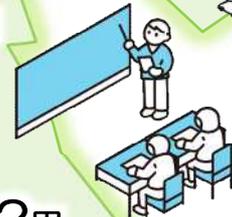
●土木費 142円

道路・公園、まちづくりや防災など



●教育費 126円

学校教育、
図書館の運営など



●総務費 134円

文化観光、スポーツ
生活安全など



●産業経済費 22円

商業・ものづくり活性化など



●衛生費 83円

ごみ収集、予防接種など



●その他 12円

公債費、議会費や予備費など

○住民税は納期限内に納めましょう！

10月31日は普通徴収第3期の納付期限です。

退職や病気など、様々な事情で納期限内の納付が難しい場合は、ご相談ください。

税務課納税相談担当 TEL 03(5742)6671～3



税務課業務のご案内

- 課税や税証明に関すること
- 納税に関すること
- 軽自動車税（種別割）に関すること

問い合わせ

TEL 03(3777)1111 (代表)

FAX 03(3777)1292

区役所にお電話がつながりましたら、
お問い合わせの業務内容をお話ください。
ご用件に応じて担当におつなぎします。

受付時間

月曜日～金曜日（祝日と年末年始は休み）
午前8時30分から午後5時まで
火曜日は午後7時まで

日曜開庁

午前8時30分から午後5時まで

※日曜開庁は取扱業務が限られております。
（証明書発行や相談を伴わない納付を
受付しております。）

税を考える週間

毎年 11月11日から11月17日は「税を考える週間」です

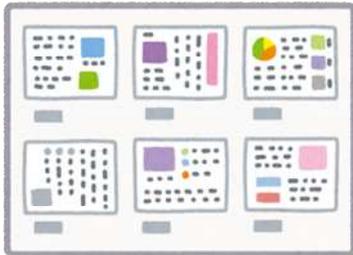
国税庁では「これからの社会に向かって」を今年のテーマとして、皆様に日常生活と税の関わりを理解していただくことにより、納税意識の向上を図ることとしています。

品川区でも、法人会・納税貯蓄組合連合会と協力して催しを行ないますので、ぜひお立ち寄りください。

区税ギャラリー

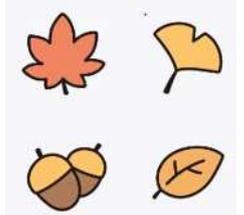
税の制度や仕組みのパネル展示、
中学生の「税についての作文」を掲示します。

11月12日(日)～17日(金)
区役所本庁舎と防災センターをつなぐ
3階連絡通路にて



チャリティー寄席

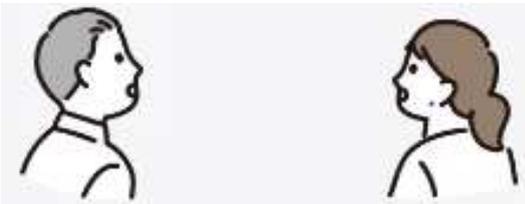
11月14日(火)
スクエア荏原ひらつかホール
〔主催:荏原法人会
TEL 03(3783)9900〕



都・区納税キャンペーン

税について理解を深めて頂くための
PR活動を行います。

11月11日(土)～17日(金) 区内各所
(主催:品川・荏原納税貯蓄組合連合会 予定)



ふるさと納税(寄附)による税収減の現状

区外から品川区に寄附して下さる方よりも、品川区在住でほかの市区町村へ寄附する方のほうが圧倒的に多く、ふるさと納税による品川区の住民税の流出額は年々増加し、今年度45億円を超えました。本来は、国から流出額の75%を地方交付税として補填されますが、品川区を含む東京23区は地方交付税(補填)が受けられておらず、純粋な税収減となります。この状況が続くと、財源不足となり、行政サービスの低下につながりかねません。

こうした中、区では寄附していただいたふるさと納税を活用し、「子どもの食の支援事業」を始めとした様々な事業に取り組んでいます。「誰もが生きがいを感じ、自分らしく暮らしていける品川」へ向け、精一杯尽力してまいりますので、引き続き品川区への温かいご支援をいただけますよう よろしくお願いたします。



子どもの食の支援事業

〔子ども食堂の継続支援
・しあわせ食卓事業〕